

軽自動車をお持ちの方へ 軽自動車税の納付および減免申請について

■軽自動車税について

軽自動車税は、毎年4月1日時点の登録(車検証)の名義人に課税されます。5月7日以降に納税通知書が郵送されますので、納期限までに納税してください。納税は下記の窓口のほか、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等もご利用いただけます。

軽自動車税の納付窓口及び納期限

税目	納付窓口	納期限
軽自動車税	会計課・桂町民センター・七会町民センター	6月1日(月)

■軽自動車税の減免申請について

次のいずれかに該当し、障害の程度や車両の使用状況が一定の要件に該当する場合、申請により減免の対象となります。

- ①身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者福祉手帳のいずれかの手帳(以下手帳等)の交付を受けている方が所有する車両。
- ②手帳等を有する方を常時介護し、生計を一にする方が、手帳を有する方の生業・通院・通学等のために使用している車両。(生計同一の方の所有である車両。)
- ③公益のために使用していると認められる車両。
- ④車両の構造が専ら身体障害等の利用に供するための車両。

減免申請書の提出先及び提出期限

税目	申請窓口	申請期限
軽自動車税	税務課・桂町民センター・七会町民センター	6月1日(月)

※減免を受けることができるのは、障害のある方1人に対し、普通自動車も含めて1台に限られます。普通自動車税と軽自動車税を重複して減免は受けられません。

※軽自動車税の減免申請は毎年度必要となります。

※昨年度減免申請が該当されていた方には、納税通知書に減免申請書を同封いたしますので、納付書が届きましたら申請手続きをお願いいたします。

必要書類

- ①減免申請書 ※減免申請書は各申請窓口にあります。
 - ②身体障害手帳等 ※手帳交付年月が減免申請をする年の3月31日以前であるものが対象
 - ③運転者する方の免許証の提示(写し可)写しの場合は裏面も必要
- ※マイナ免許証を使用して申請する場合、免許情報(マイナポータル・マイナ免許証読み取りアプリで表示)の提示が必要です。免許情報画面を提示する場合には、窓口でのマイナ免許証の読み取りはいたしかねますので、必ず申請者ご自身で、免許情報画面または免許情報画面のコピーをご準備ください。
- ④車検証の提示(写し可)
 - ⑤納税通知書
 - ⑥マイナンバー(個人番号)カード、マイナンバー通知カード等のマイナンバーがわかるもの。

- 【問合せ】** ●自動車税に関すること 水戸県税務事務所 ☎029-221-6605
●軽自動車税に関すること 城里町税務課 ☎029-288-3111(内線124)

交通事故死ゼロを目指そう 春の交通事故防止県民運動を実施します

交通安全思想の普及・浸透を図り、交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるとともに、国民自身による道路交通環境の改善に向けた取り組みを推進することにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的とした春の交通事故防止県民運動を実施します。

期間

- 4月6日(月)から15日(水)まで
※4月10日(金)は交通事故死ゼロを目指す日です。

運動の重点推進項目

- (1) 通学路・生活道路におけるこどもを始めとする歩行者の安全確保
- (2) 「ながらスマホ」の根絶や歩行者優先等の安全運転意識の向上
- (3) 自転車・特定小型原動機付自転車の交通ルールの理解・遵守の徹底

- 【問合せ】** 町民課 ☎029-288-3111(内線111)

戦没者等のご遺族の皆さまへ 第十二回特別弔慰金のご案内

趣旨

今日の日本の平和と繁栄の礎となった戦没者等の尊い犠牲に思いをいたし、国として改めて弔慰の意を表すため、戦没者等のご遺族に特別弔慰金を支給します。

対象者 ※今回(令和7年4月以降)の請求手続きがまだ済んでいない方

令和7年4月1日(基準日)までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得した方、戦没者等の子、兄弟姉妹、三親等内の親族(甥、姪等)等

※戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかどうかにより順番が入れ替わり、先順位のご遺族お一人に支給します。三親等内の親族は戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた方に限ります。

※対象者が基準日以降に死亡し、特別弔慰金が未請求である場合は、民法上先順位の相続人が請求できます。相続人であることを証する戸籍等の提出が必要となります。

必要書類

①請求書 ②現況申立書 ③請求者の戸籍抄本(基準日以降発行のもの) ④請求者の本人確認書類 ⑤委任状・受任者の本人確認書類(請求者本人が来庁できない場合) ⑥その他(請求者の状況に応じて戦没者等の死亡当時の戸籍等)

支給内容 額面 27万5千円、5年償還の記名国債

請求期間 令和10年3月31日まで

※請求期限を過ぎると第十二回特別弔慰金を受けることができなくなります。

【請求先・問合せ】

健康福祉課 ☎029-353-7265(直通)

城里町内に事業所を置く事業主の皆さまへ 令和8年経済センサスー活動調査 へのご協力をお願いします

令和8年6月1日現在で、全国すべての事業所および企業を対象とする「令和8年経済センサスー活動調査」を実施します。

4月中旬を目安に、インターネット回答用書類が国から直接事業所へ送付されます。5月以降、インターネットで未回答の事業所や、あらかじめ把握できていなかった事業所には、直接調査員がお伺いします。

本調査は、総務省および経済産業省が実施する統計調査で、国や地方公共団体における各種行政施策の立案や、民間企業における経営計画の策定など、様々な分野で広く活用されています。調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力ご回答のほど何卒よろしく申し上げます。

【問合せ】

まちづくり戦略課 企画政策グループ

☎029-288-3111(内線229)



<https://www.e-census2026.go.jp/> 経済センサス2026

検索

児童扶養手当・特別児童扶養手当等の額が改定しました

児童扶養手当等の額は、物価変動に応じて決定されます。令和8年4月分からの手当額は下記のとおりです。

各種手当		令和7年度(月額)	令和8年度(月額)
児童扶養手当	本体額	全部支給	46,690円
		一部支給	11,010円～46,680円
	第2子以降 加算額	全部支給	11,030円
		一部支給	5,520円～11,020円
特別児童扶養手当	(1級)	56,800円	
	(2級)	37,830円	
障害児福祉手当		16,100円	16,560円
特別障害者手当		29,590円	30,450円

【問合せ】 健康福祉課 ☎029-353-7265(直通)

令和8年度 第1回地域計画変更申出および第1回農業振興地域 整備計画変更(編入・除外)申請の受付について

令和5年4月に改正された農業経営基盤強化促進法により、当町では令和7年3月に地域計画が策定されました。地域計画の対象農地を農地以外の目的で利用する場合は、地域計画の変更が必要になります。また地域計画変更後は、これまでどおり農振農用地区域内の農地を農地以外の目的で利用する場合は、農業振興地域の変更手続きが必要です。当町では手続き期間の短縮のために、いずれについても同時に受け付けます。地域計画や農業振興地域の対象農地や申請様式等については、農業政策課までお問い合わせください。

受付期間 4月8日(水)～27日(月) ※平日のみ

【申請先・問合せ】 農業政策課 ☎029-288-5295(直通)

公共交通機関を利用する町内在住の児童・生徒・学生の保護者の方へ 通学定期券購入費の一部を助成します

町では、城里町に住み、公共交通機関を利用する児童・生徒・学生の保護者を対象に、通学定期券の購入費用の半額程度を助成します。

助成対象

- ・ 町外の学校に通学する小・中学生の路線バス定期券(町内の停留所発着に限る)
 - ・ 高校生の路線バス定期券および鉄道定期券
 - ・ 大学生等(予備校は対象外)の路線バス定期券(町内の停留所発着に限る)
- ※いずれも、年間・短期定期券ともに対象となります。

申請方法

次の書類をそろえて、教育委員会事務局まで直接持参または郵送で提出してください。

- ・ 申請書兼請求書
- ・ 定期券購入領収書(モバイル定期券の場合は、画面を印刷したもの)
- ・ 購入した定期券の写し(モバイル定期券の場合は、画面を印刷したもの)
- ・ 住民票謄本(世帯全員・続柄が記載されたもの)
- ・ 学生証の写し(短期定期券購入者のみ)

※土曜・日曜・祝日については、コミュニティセンター城里事務室で受け付けます。

申請書兼請求書設置場所

教育委員会事務局、役場本庁舎1階ロビー、桂町民センター、七会町民センター
※教育委員会のホームページからもダウンロードできます。

申請期間

①5月1日～6月30日 ②10月1日～31日 ③令和9年1月4日～31日

※上記の期間に関わらず、同年度内で随時申請を受け付けますが、その場合、助成金の交付が遅れる場合があります。(最終受付日: 令和9年3月12日)

[申請先・問合せ] 教育委員会事務局(〒311-4303 城里町石塚 1428-1) ☎029-288-7010
※詳細につきましては、城里町教育委員会ホームページをご覧ください。



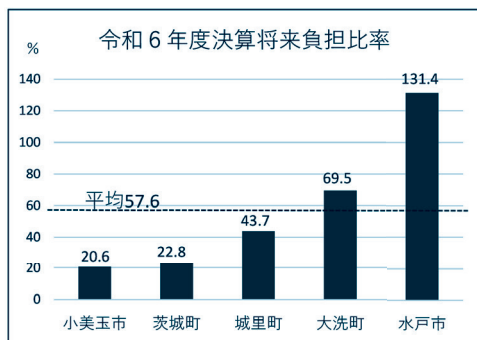
町長コラム

城里町の財政状況について

町のお財布事情など、町長が町民の皆さまへお伝えたいことを掲載していきます。

城里町の財政状況について県央地区の市町と比較すると、「健全である」という結論になります。

第一の理由としては、将来世代へ残した借金が少ないということです。下のグラフ1に示される「将来負担比率」とは、実質的な借金の平均的な予算規模に対する割合で、「数値が少ないほど財政が健全である」ことを意味します。城里町の43.7%という数値は平均値の57.6%よりも低くなっています。これは、年収1000万円の人が437万円の実質的な借金がある状態に例えることができます。



▲令和6年度決算将来負担比率(グラフ1)

第二の理由としては、十分な手元余裕資金を保有しているということです。下の表2で示す通り財政調整基金残高(26.7億円)を標準財政規模(65.5億円)で割って手元余裕資金の比率を計算してみると、城里町の値は40.8%となり、県央地区で最も高くなっています。これを家計に例えれば、年収1000万円の人が、手元に408万円の現金を持っているのと同じように考えられます。(これは水戸市の7.4倍に相当します)

健全な財政は、長年の努力により成し遂げられたものです。これからも「住民福祉の増進」とのバランスを意識しつつ「責任ある財政運営」を行って参ります。

R6年度	財政調整基金残高(億円)	標準財政規模(億円)	手元余裕資金比率(%)
城里町	26.7	65.5	40.8
茨城町	17.2	83.5	20.6
小美玉市	25.7	142.2	18.1
大洗町	4.7	45.9	10.2
水戸市	34.4	629.4	5.5
平均	21.7	193.3	19.0

▲手元余裕資金比率(表2)